



# 宮 崎 県 公 報

平成27年1月19日(月曜日) 第 2659 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

- 訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (労働政策課) 1
- 告 示
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

頁

- 意(3件)…………… (水産政策課) 2
- 道路の区域の変更(3件)…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(2件)…………… ( “ ) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 4
- 歳入の収納の事務の委託…………… (教育庁) 4
- 公 告
- 主要農作物認定品種の選定…………… (農産園芸課) 4

## 規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第2号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和41年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。))又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。))を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)までとする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同項の帰国した被害者であってその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(13)~(16) [略]</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。))、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。))又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。))を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)までとする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同号の帰国した被害者であってその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(13)~(16) [略]</p> <p>2~4 [略]</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第29号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
なないろ薬局 大瀬橋店	延岡市	薬局	平成27年 1 月 1 日

**宮崎県告示第30号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年10月27日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社 平角水産 日南市 有限会社 金川水産
加 入 区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区 分	中型かつお漁業

**宮崎県告示第31号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年10月27日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社 新堀水産 日南市

	中 村 治 義
加 入 区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

**宮崎県告示第32号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年10月27日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社 安楽水産 日南市 有限会社 東水産
加 入 区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	中型かつお漁業及び大型定置漁業

**宮崎県告示第33号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 1 月19日から平成27年 2 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字常光寺坂1609番 4 地先から同郡同町同大字同字1603番 2 地先まで	旧	7.0 ~ 17.4	370.0
				新	13.0 ~ 35.0	370.0

## 宮崎県告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年1月19日から平成27年2月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字一松露1748番7から同市同町下三ヶ同字1748番1まで	旧	4.0～34.7	461.8
				新	10.9～45.5	460.4

## 宮崎県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年1月19日から平成27年2月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
24	県道	高鍋高岡線	西都市大字妻字平田1669番3地先から同市同大字同字1683番1地先まで	旧	12.0～12.3	149.7
				新	14.0～14.3	149.7

## 宮崎県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年1月19日から平成27年2月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字	平成27年1月19日

上岩戸字常光寺坂1609番4地先から同郡同町同大字同字1603番2地先まで

## 宮崎県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年1月19日から平成27年2月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	西都市大字妻字平田1669番3地先から同市同大字同字1683番1地先まで	平成27年1月19日

## 宮崎県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	今村川	11-441-1-064	土石流
	陣内川2	11-441-1-065	土石流
	陣内川3	11-441-1-066	土石流
	尾谷川	11-441-1-067	土石流
	尾谷1	I-1-1874	急傾斜地の崩壊
	尾谷-1	I-1-3754	急傾斜地の崩壊
	陣内-1	II-1-8117	急傾斜地の崩壊

陣内 - 2	II - 1 - 8118	急傾斜地の崩壊
尾谷 - 3	II - 1 - 8151	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第39号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	今村川	11-441-1-064	土石流
	陣内川2	11-441-1-065	土石流
	尾谷川	11-441-1-067	土石流
	尾谷1	I-1-1874	急傾斜地の崩壊
	尾谷-1	I-1-3754	急傾斜地の崩壊
	陣内-1	II-1-8117	急傾斜地の崩壊
	陣内-2	II-1-8118	急傾斜地の崩壊
	尾谷-3	II-1-8151	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第40号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
宮崎県育英資金返還金の収納事務	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストアイースト	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで

株式会社サークルKサンクス
株式会社しんきん情報サービス
株式会社スリーエフ
株式会社セイコマート
株式会社セーブオン
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
山崎製パン株式会社
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
株式会社ローソン

**公 告**

次のとおり水稻の認定品種の選定をした。

平成27年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 選定をした年月日  
平成26年12月1日
- 認定品種として選定したもの  
品種名  
早期水稻 つや姫（うるち種）  
普通期水稻 南海酒 175号（酒米）